

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 1 月 20 日に国民年金に加入しており、国民年金手帳の番号は二番目の兄と連番になっている。36 年 3 月に結婚したが、その年の末に、父が国民年金手帳を持って来て、続けて納めるようにと置いていった。父が開いて見せたページには全く同じスタンプがどのマスにも押してあり、一度に納めたと分かった。その手帳は捨ててしまったが、納めていたはずなのに加入もしていなかったとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 36 年 1 月 20 日資格取得との記載があり、申立人の二番目の兄の国民年金手帳保管証の資格取得年月日と一致している。また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人、申立人の母、申立人の兄たち及び申立人の義姉たちの手帳記号番号が連番になっていることから、昭和 36 年 1 月 20 日から加入しているという申立内容は合理的である。

さらに、申立人は、昭和 36 年の末に、申立人の父が申立人の国民年金手帳を置いていったとしているが、申立人の夫は「結婚したころに家内の父が国民年金手帳を見せました。国民年金を続けることについて家内と話した記憶があります。」と述べていることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、市町村保管の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録には、昭和 37 年 4 月 1 日の資格取得から記録されているが、前述の 36 年 1 月 20 日の資格取得及びその後の資格喪失の記録が無いことから、事務処理に不手際があったことがうかがわれる。

その上、申立人の母、申立人の兄たち及び申立人の義姉たちに係る国民年金保険料は、申立期間を含めすべての期間が納付済みであることから、申立人の父は、国民年金制度への理解が深く、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、結婚前は自分で国民年金保険料を納付していたが、結婚してからは義父が、集めに来た地区の婦人会の人に納めていた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を地区の婦人会の人が集めに来て納めていたとしているところ、A町保管のA町婦人団体連絡協議会創立50周年記念誌には、当時、申立人の地区にはB婦人会があり、A町にある婦人会は昭和36年度から国民年金の集金を開始した旨の記載がある。

また、申立人は、昭和49年9月28日に結婚して住所をC市からA町に移動しているが、C市保管の国民年金被保険者名簿には、49年10月18日に職権移管転出の記載があり、A町では、転入が確認されると速やかに納付書を送付していたとしており、申立期間の保険料を申立人の義父が納付していたとする主張と符合する。

さらに、申立人は、当時、申立人の家族の国民年金保険料は、申立人の義父が家族の分をまとめて婦人会の人に納めていたとしており、申立人の夫及び申立人の義父母はいずれも申立期間を含めて納付済みとなっていることから、申立人の保険料だけが納付されていないのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に合わせて国民年金被保険者資格の変更手続を的確に行っているなど、年金制度に対する理解も深く、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 19 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 9 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 5 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、A 国民学校高等科を卒業し、昭和 19 年 4 月 5 日から B 社（現在は、C 社。以下同じ。）D 支社に勤務した。

社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとされたが、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社 D 支社の労働者年金保険被保険者資格取得届及び社会保険庁が保管している当該事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 19 年 4 月 5 日と認められ、かつ、当該事業所における資格喪失日は同被保険者名簿から昭和 20 年 9 月 1 日と認められる。

また、社会保険事務所は、申立人が通年勤労働員学徒として当該事業所に勤務したのではないかとしているが、E 小学校（当時は、A 国民学校）において保管している卒業生名簿から申立人が昭和 19 年 3 月に A 国民学校高等科を卒業したことが確認でき、申立期間については通年勤労働員学徒ではないと判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 9 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、労働者年金保険被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの期間及び51年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年3月まで
② 昭和51年4月から56年3月まで

夫が入院中で生活が苦しく、申立期間の国民年金保険料について免除を受けたが、その後二人分すべて追納した記憶がある。夫は納付済みとなっているのに私の分が免除のままとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除期間に係る国民年金保険料については、申立人の夫が申立人とその夫の二人分をすべて追納したとしているが、申立人自身は保険料の追納について直接関与していなかったことから、申立人からは免除期間及び追納期間についての具体的な陳述を得ることはできず、一方、申立期間の保険料を追納したとする申立人の夫は既に他界しており申立期間の追納状況が不明である。

また、申立人は、申立人の夫から、申立人の免除を受けた期間の保険料として8万円を納め、すべて追納したと聞いたとしているが、申立期間に係る国民年金保険料の追納に必要な金額約18万円とは大きく異なり、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が、いずれの申立期間についても国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から48年3月まで

申立期間は、大学生でA区に下宿していたが、住民票はB市の実家から異動しておらず、帰省した際、母親から「年金は掛けているからね。」と言われた記憶がある。昭和48年に大学を卒業後、父の経営するC協業組合に就職したが、当時の家族の生活費はすべて父親が負担していた。

兄たちの年金の記録はあるのに、私の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は大学生であり、当時、大学生は国民年金法では任意加入対象者であることから、保険料は加入手続の月から納付することとなるが、国民年金の加入手続、保険料納付については申立人の両親が行ったとしており、申立人が直接関与していない上、申立人の両親も亡くなっていることから具体的な加入時期、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和57年11月に払い出されているが、B市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料は、57年9月分から同手帳記号番号で納付されており、申立人は国民年金手帳を1冊しか交付されていないと述べるなど、同手帳記号番号以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 59 年 3 月まで

私が国民年金保険料の納付を始めた経緯は、昭和 59 年に A 市役所の年金課で「年金を受給するときに少なくなりますので」と窓口の女の人に言われたからで、納めていない分の納付書を作ってもらい、銀行の窓口と年金課で納付した。領収書は 11 年前まであったが、紛失してしまった。

絶対に納付したのに未納とされていることに納得がいきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年に国民年金の加入手続をし、未納分の納付書を作ってもらい納付したと主張しているが、当時、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間に当たり、59 年は特例納付の実施期間でもないことから、同年に申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張は合理的でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の前後の記号番号が昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第三号被保険者として資格取得した被保険者であること及び申立人の昭和 59 年度の保険料は 61 年 6 月から 62 年 2 月までの間に納付されていることから、61 年 4 月から同年 5 月までの間と推認される。

さらに、申立人は B 県の会社を退職し、すぐに A 市に住所を移して以後、同市以外に住所を移動しておらず、申立人も国民年金の手続は 1 回しかしていないと述べるなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月まで
実家にいるとき、私の母がいつも口癖に 4 人分の年金を納めるのが大変だと言っていたことをはっきり覚えている。実家は農家のため、お金のことは両親が管理しており、どのように納めたかは覚えていないが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしており、申立人の母は、申立人が 20 歳になった時から保険料を納付していたとしているが、A 社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年度以降に B 町で申立人の義姉と連番で払い出されたことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された当時の申立人及びその義姉の姓は、申立人が婚姻前の姓で、義姉は婚姻後の姓となっている。戸籍では、申立人は昭和 42 年 5 月に、申立人の義姉は 41 年 11 月に、それぞれ婚姻したことが確認できることから、申立人の手帳記号番号は、申立人の義姉が婚姻した後、申立人が婚姻するまでの間である 41 年 11 月から 42 年 5 月までの間に払い出されたものと考えられ、仮に 41 年 11 月に払い出されたとしても、申立期間の大半は既に時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は 20 歳到達時以降、婚姻するまで住所を移動していないことなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から51年6月まで
申立期間の保険料は銀行口座からの引き落としで納めており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後すぐに、B区役所C支所で申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和46年10月30日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、その前日に退職したものと認められる。一方、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、同社を退職した時点ではD区に住民票があり、その後同年11月3日にE県F市に住民票を異動し、B区に転入したのは47年4月であることが確認できる。制度上、国民年金の加入手続及び保険料の納付は、住民票のある市区町村において行うこととなるため、申立人が46年11月にB区において国民年金の加入手続を行うことはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、現在所持している年金手帳の「はじめて被保険者となった日」の記載欄に、昭和46年11月1日との記載があることを理由に、同日から年金手帳を所持していると述べているが、当該欄は加入手続年月日を記載するものでは無いため、申立人が、同日に加入手続を行い、年金手帳の交付を受けたものと推認することはできない。

さらに、G社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月24日に払い出されており、その時点で申立期間のすべての保険料は時効により納付することができない上、申立人は、現在所持しているもの以外に年金手帳を所持したことは無い

としているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から54年3月までの期間、54年7月から同年9月までの期間及び55年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和52年9月から54年3月まで
②昭和54年7月から同年9月まで
③昭和55年1月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の祖父に頼んで納付していたので、未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、申立期間①及び②については、申立人の祖父がしたとしており申立人の関与がなく、申立期間③については、申立人自身がしたとする一方、申立人の祖父、あるいは当時勤務していた会社がしてくれたとするなど、供述に一貫性が無い。

また、申立人は、申立人自身の納付書も見ることが無いとしており、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人が祖父にお金を一部渡したとしているが、その回数や金額について記憶があいまいであり、保険料を納付した期間、保険料を納付した場所については不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の払出番号と、申立人が当時居住していたA町及びB市が保管している被保険者名簿の記号番号が同一であり、ほかに別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月ごろから 39 年 3 月ごろまで
② 昭和 48 年 10 月から 51 年 2 月まで
③ 昭和 51 年 4 月から 54 年 12 月まで

私は、申立期間①にA社に勤務し、申立期間②にB社に勤務し、申立期間③にC社に勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。証拠となる給与明細書等はないが、間違い無く勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がいずれの申立期間についても、申立事業所に勤務していたことは推認されるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

A社に係る申立期間①については、同社は昭和 39 年 3 月 31 日に全喪し、49 年 10 月 1 日に解散しており、役員も死亡等により、厚生年金保険の資格得喪の届出及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、当時の同僚等に照会したが、申立人の保険料控除に係る具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②については、同社は昭和 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

C社に係る申立期間③については、申立人が事業所の所在地として供述したD市において、同社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄

する法務局に照会したところ、同社は法人登記の記録も見られない。

また、当該事業所は社会保険関係の加入が無かったという同僚の証言もみられた。

さらに、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 16 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 40 年 11 月に脱退手当金が支払済みとなっていた。昭和 40 年 7 月に結婚するため A 社を退職したが、退職をするに当たって脱退手当金についての説明は無かった。退職金は 6 万円くらいもらった記憶があるが、脱退手当金をもらった記憶は無い。当該期間について年金額の計算に入る被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の申立人に係る被保険者原票とその前後 25 人分の被保険者原票から、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 40 年 7 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 6 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた 1 名に聴取したところ、事業所の説明に基づき受給したと証言している。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 11 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで

亡父は、申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録が無いと回答された。

当該事業所勤務時の労働契約書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る労働契約書及び当時の役員の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は、既に解散しており、事業主も亡くなっている上、申立人も亡くなっていることから、労働契約書には社会保険及び雇用保険の加入についての記載はあるものの、申立人の勤務実態や契約内容を裏付ける関連資料、周辺事情を得ることができなかった。

さらに、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に試用員として採用され、C 事業所勤務を命ぜられた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している履歴カード・辞令簿により、申立人が申立期間において A 社に試用員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、D 社では、当時の試用員には正社員に適用された被保険者資格が付与されておらず、厚生年金保険への加入は勤務地単位の裁量に委ねられていたとしており、このことは、申立人と同日入社した同僚の中に、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている者、いない者が混在していることから裏付けられる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 18 日から 39 年ごろまで
② 昭和 39 年ごろから 40 年ごろまで
③ 昭和 40 年ごろから 42 年ごろまで

私は、申立期間①についてはA社B支社に、申立期間②についてはC社に、申立期間③についてはD社に、それぞれ勤務していた。社会保険庁の記録は、私の記憶と異なるので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①から申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

A社B支社に係る申立期間①については、B支社は平成 15 年 10 月 1 日に全喪していることから、同社本社に申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、本社には当時の同支社の関係書類が保管されておらず、これらの事実を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、申立人が当時一緒に勤務したとする同僚に照会したが、申立内容を裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 38 年 8 月 2 日から 39 年 6 月 1 日までの期間、C社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格喪失日は昭和 37 年 1 月 18 日と記録されているほか、申立期間における同名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

C社に係る申立期間②については、同社は昭和 41 年 1 月 31 日に全喪しており、元事業主の所在が不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、申立期間中の昭和 39 年 7 月 1 日から同年 10 月 9 日までの期間はD社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格喪失日は昭和 39 年 6 月 1 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

D社に係る申立期間③については、同社は昭和 50 年 6 月 28 日に全喪しており、元事業主の所在が不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格喪失日は昭和 39 年 10 月 9 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月ごろから同年8月ごろまで
私が漁師として最初に船に乗ったのは、A市のB社であった。船主は地元の漁業協同組合の会長をしていた人であり、船員保険の資格取得手続きを行っているはずなので、申立期間において、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

関係者の証言から、申立人がB社に乗船していたことは推認されるが、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、B社は昭和38年6月24日に全喪し、事業主は既に死亡しており、資格得喪の届出及び保険料の納付状況について確認できない。

さらに、B社関係者は、当時はすぐ辞める人が多かったので、2航海程度（約90日）乗船してから船員保険の資格取得手続きを行っていたとしている。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 11 日まで
② 昭和 44 年 3 月 3 日から 47 年 3 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているということだが、当時、脱退手当金の制度を知らず、請求手続をしていないし、脱退手当金を受け取った覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 23 日後の昭和 47 年 3 月 24 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申請手続や受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月10日から32年1月11日まで
社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われた。
しかしながら、退職時に脱退手当金の手続をした記憶は無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所において、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和32年1月から34年12月までの3年間に資格喪失した女性被保険者であって、退職時に2年以上の被保険者期間のある11名のうち8名に脱退手当金の支給記録があり、うち6名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和32年2月26日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 32 年 3 月 21 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 9 月 2 日まで

平成 19 年 8 月に年金記録を確認するために社会保険事務所に出向いたところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

脱退手当金が支給されたと記録されている時期は、翌月に長男の出産を控えているところで、そのような時期に手続をするはずが無く、受け取った記憶が全く無いので、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 37 年 1 月 17 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は 37 年 2 月 5 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手支給済」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から 39 年 4 月 30 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 42 年 4 月 20 日まで

年金の受給手続で社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われた。

しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の全員の被保険者原票から、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 42 年 4 月の前後 3 年以内に資格喪失した被保険者で被保険者期間が 2 年以上の者 6 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた 1 名に聴取したところ、事業所の説明に基づき受給したと証言している。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 8 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 26 日から 51 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 48 年 7 月 1 日から 51 年 8 月 31 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について記録が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間、勤務していたことは事実なので、厚生年金保険に加入しているはずである。再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない。

また、A 社は昭和 50 年 9 月 1 日に全喪していることから、申立期間のうち同年 9 月 2 日から 51 年 8 月 31 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立事業所の元事業主や役員の所在が不明であり、申立人が一緒に働いたとしている同僚からも、申立人の保険料控除に係る具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格喪失日は昭和 49 年 6 月 26 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

なお、申立事業所と事業所名称が類似する、B 社は、昭和 51 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票についても確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年から 47 年までの期間のうち、いずれかの期間
② 昭和 41 年から 44 年までの期間のうち、いずれかの期間
③ 昭和 43 年から 46 年までの期間のうち、いずれかの期間
④ 昭和 46 年から 49 年ごろまで
⑤ 昭和 49 年から 51 年まで

私は、申立期間①にA社に、申立期間②にB社に、申立期間③にC社に、申立期間④にD社に、申立期間⑤にE社に勤務していたが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録がなかった。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同僚及び同社関係者の証言により、申立人が申立期間のうち、いずれかの期間において同社に勤務していたことは推認されるものの、同社は昭和 43 年 5 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、34 年から 43 年 5 月 8 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について、当該事業所に照会したが、当該事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月 11 日から 40 年 10 月 21 日までの期間及び 41 年 11 月 1 日から 42 年 7 月 1 日までの期間は、当該事業所以外の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保

険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②については、申立人が事業所の所在地として供述したF市において、同社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄する法務局に照会したところ、同社は法人登記の記録も見られない。

また、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間のうち、昭和41年11月1日から42年7月1日までの期間は、当該事業所以外の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

C社（現在は、G社）に係る申立期間③については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、G社に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

また、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

D社に係る申立期間④については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、同社に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

また、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

E社に係る申立期間⑤については、同社は平成2年1月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、当該事業所に照会したが、当時の資料は既に廃棄しており、当時の事業主も死亡していることから、これらの事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月 21 日から 52 年 8 月 31 日まで
② 昭和 53 年 10 月から 58 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 48 年 7 月 21 日から 52 年 10 月 15 日まで A 社に勤務し、53 年 10 月から 60 年 8 月 13 日まで B 社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

A 社に係る申立期間①については、同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認されるものの、同社は昭和 57 年 1 月 26 日に全喪しており、事業主も所在不明のため、申立内容を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所は昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、48 年 7 月 21 日から 50 年 4 月 30 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 52 年 9 月 1 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B 社に係る申立期間②については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、同社に照会したが、これらの事実を確認することはできなかった。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間は国民年金の納付済期間となっている。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 58 年 5 月 1 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から同年7月31日まで

私は、昭和27年4月から同年12月までA社に勤務し、28年1月に同社支店であるB社に転勤し、以降31年12月まで勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無かった。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社及びB社は既に全喪し、事業主はいずれも既に死亡しており、申立人に係る転勤の事実及び保険料控除に関する関連資料、証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、B社はA社の支店であったと供述しているところ、両社は商業登記の記録も見られず、両社の関係者からも、B社が支店であったことを裏付ける証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 6 月 30 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。私と同じ年に入社した同僚の友人には記録がある。納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚により、申立人が A 社に勤務していたことの証言があるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、複数の同僚は「昭和 45 年 7 月ごろに、A 社は、B 社と合併した」旨の証言をしているところ、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は申立てに係る事業所である A 社における加入記録は無く、B 社において、申立期間の始期である 44 年 12 月から加入記録があることが確認できる。

さらに、A 社は昭和 45 年 7 月 1 日に全喪し、事業主も既に死亡しており、申立内容を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和 44 年 5 月 6 日以降、厚生年金保険の資格を取得している者はいないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。